

平成29年12月12日付け諮問第4号
「受信料体系の変更に係る具体案について」
答申

平成30年1月12日
NHK受信料制度等検討委員会

※ 本答申は、特に注記がない場合、平成30年1月12日時点の事実に基づく。

諮詢第4号

「受信料体系の変更に係る具体案について（受信料の負担軽減関連）」答申

NHK受信料制度等検討委員会では、NHKから示された受信料体系の変更に係る下記4つの具体案¹について、平成29年12月、NHK会長より諮詢を受け、検討した。

●諮詢4号 受信料体系の変更に係る具体案について（受信料の負担軽減関連）

平成29年2月27日付け諮詢第3号「受信料体系のあり方について」の答申（平成29年9月12日）を踏まえ、NHKから示す受信料体系の変更に係る具体案（受信料の負担軽減関連）に関し、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性等の観点から、妥当性について見解を求める。

施策1 「社会福祉施設への免除拡大」

社会福祉法において規定されている社会福祉施設のうち、現在免除対象となっていない施設についても、全額免除の対象とする施策。

＜対象規模：約1.6万件・年間約2億円＞

施策2 「奨学金受給対象などの学生への免除」

親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生を全額免除の対象とする施策。

＜対象規模：約21万件・年間約23億円＞

施策3 「多数支払いにおける割引」

2契約め以降の受信料を半額とする「事業所割引」と、衛星契約が10件以上の場合に割引される「多数一括割引」の併用を可能とする施策。

＜対象規模：約104万件・年間約31億円＞

施策4 「設置月の無料化」

放送の受信設備（衛星受信設備を含む）を設置した月の受信料の支払いを不要とする施策。

＜対象規模：約264万件・年間約38億円＞

（対象規模については諮詢時点における推計値）

¹ NHKから、4つの具体案は、日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」という。）または日本放送協会放送受信料免除基準（以下、「免除基準」という。）の総務大臣認可、および予算の国会承認など、所要の手続きを経て決定して実施するものであり、総務大臣への認可申請にあたっては、視聴者・国民からの意見募集を実施するとの説明があった。

施策1 「社会福祉施設への免除拡大」

社会福祉法において規定されている社会福祉施設のうち、現在免除対象となっていない施設についても、全額免除の対象とする施策²。

＜対象規模³：約1.6万件・年間約2億円＞

＜見解＞

「社会福祉施設への免除拡大」の妥当性はあると考えられる。

＜考え方＞

社会福祉施設への全額免除については、社会福祉法に規定されている施設のうち、法律に規定された時期により免除の対象外となっている施設がある。

本施策は、社会福祉施設における免除の対象を見直し、社会福祉法に規定された社会福祉施設を全て全額免除の対象とするものであり、同一法律内における取り扱いの差をなくすことで、免除基準の合理性をより高めることにつながる。

本施策は、社会福祉施設に対象を限定するものであり、近年の社会福祉施設数の推移等からみて、免除対象が大幅に増加することはないと考えられる。このことから、「負担の公平性を重視するとともに、他の負担者による内部補助であることに留意して限定的に運用する⁴」という、これまでの基本的な方向性と整合するものと考えられる。

また、公的な証明書類等を活用して、的確かつ簡素な証明による公平な運用が可能と考えられる。

＜留意事項＞

将来的には、法律の改正等により、抜本的に社会福祉施設の考え方や対象が変更される可能性もある。法律に準拠し免除対象を画定することは、合理性の観点からも妥当と考えられるが、法改正等がある場合には、その内容について常に留意していく必要がある。

² NHKから、現状の制度と変更する事由について、以下のとおり説明があった。

現状の制度：施設に対する免除措置については、近年は逐次、その対象範囲の見直しを行ってきた。こうした状況を踏まえ、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を実施する施設のうち、平成12年6月の法改正以降に法律に規定された施設は免除の対象外となっている。

変更する事由：社会福祉法の改正により、社会福祉施設の範囲が拡大されてきた状況を踏まえ、同一法律内における取り扱いの差をなくし、より合理的な免除対象とするため、社会福祉施設への免除を拡大するものである。

³ NHKから、近年の社会福祉施設数の推移等からみて、将来的に現在示されている対象規模を大きく上回ることはないと考えられるとの説明があった。

⁴ 平成29年2月27日付け諮詢第3号「受信料体系のあり方について」答申12ページ。

施策2 「奨学生受給対象などの学生への免除」

親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学生を受給している学生を全額免除の対象とする施策⁵。

＜対象規模⁶：約21万件・年間約23億円＞

＜見解＞

「奨学生受給対象などの学生への免除」の妥当性はあると考えられる。

＜考え方＞

親元等が市町村民税非課税世帯の場合、これと別住居となる学生についても、経済的に厳しい状況に置かれていると考えられる。また、市町村民税非課税という基準については、既に他の類型における受信料の全額免除の基準に適用されている。

また、奨学生受給学生の場合には、国（独立行政法人日本学生支援機構）が実施している奨学生については、法律において経済的な理由によって修学が困難な者を対象とすることが規定されている。このように、親元等から離れて暮らし、経済要件を課している奨学生を受給している学生は、経済的に厳しい状況に置かれていると考えられる。また、例えばドイツにおいても、経済要件を課している奨学生を放送負担金の全額免除の対象としている。

学生を対象とすることについては、同一世代の社会人との公平性や、学生以外の世代との公平性について検討する必要がある。学生については、学業に関する支出が必要であること、一般的に本人の所得が限られること、同一生計における2以上の負担となっている場合が多いことといった特有の経済的な事由がある。また、本施策は、全ての学生を無条件に対象とするものではなく、経済的に厳しい状況に置かれた者に限定して実施するものである。さらに、学生に対する負担軽減の措置は社会的にも広く受容されていること、経済的に厳しい状況に置かれた学生に対して一定の措置を講じることは法律に規定されている例もあることを踏まえれば、同一世代内および世代間の公平性を損なうものではないと考えられる。

本施策は、経済的に厳しい状況に置かれた学生に対象を限定するものであり、近年の学生数の推移等からみて、免除件数が大幅に増加することはないと考えられる。このことから、「負担の公平性を重視するとともに、他の負担者による内部補助であることに留意して限定

⁵ NHKから、現状の制度と変更する事由について、以下のとおり説明があった。

現状の制度：親元等から離れて暮らす学生は、親元等とは別に受信料の支払いが必要となっている。

（家族割引（受信規約第5条の4）の制度により受信料が半額となる場合がある。）

変更する事由：親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学生を受給している学生は、経済的にも厳しい状況にあると考えられ、受信料の負担を軽減するため、全額免除の対象とするものである。

⁶ NHKから、近年の学生数の推移等からみて、将来的に現在示されている対象規模を大きく上回ることはないと考えられるとの説明があった。

的に運用する⁷」という、これまでの基本的な方向性と整合するものと考えられる。

また、公的な証明書類等を活用して、的確かつ簡素な証明による公平な運用が可能と考えられる。

<留意事項>

経済要件が課されている奨学金を受給している学生を全額免除とする場合、対象となる奨学金制度を定めることが必要となるが、既存の奨学金制度の基準（経済要件や対象となる学生の範囲等）を確認したうえで、経済的に厳しい状況に置かれた学生を対象にするという免除の考え方、基準の公平性および的確かつ簡素な証明による公平な運用という点を十分に考慮し、具体的な対象を定めることが重要となる。

⁷ 平成29年2月27日付け諮詢第3号「受信料体系のあり方について」答申12ページ。

施策3 「多数支払いにおける割引」

2契約め以降の受信料を半額とする「事業所割引」と、衛星契約が10件以上の場合に割引される「多数一括割引」の併用を可能とする施策⁸。

＜対象規模⁹：約104万件・年間約31億円＞

＜見解＞

「多数支払いにおける割引」の妥当性はあると考えられる。

＜考え方＞

多数支払いにおける割引については、複数支払いに対する負担軽減等を設定趣旨とする「事業所割引」と、受信料の収納コストの還元等を設定趣旨とする「多数一括割引」があり、「事業所割引」の適用を受けている者は、「多数一括割引」の適用が受けられることとなっている。

「事業所割引」の対象に、設定趣旨の異なる「多数一括割引」の適用を可能とすることは、受信料の収納コストの還元等を行うことにより、結果として事業所の負担の軽減につながるものであり、世帯に対する既存の施策との公平性を損なうものではないと考えられる。

また、多数の受信料の支払いが必要となる事業所において、業種や業態等で差を設けるものではなく、事業者間の公平性についても損なうものではないと考えられる。

＜留意事項＞

本施策を実施する場合、世帯における「家族割引」の対象についても「多数一括割引」が適用可能な制度とすることが必要となる。

⁸ NHKから、現状の制度と変更する事由について、以下のとおり説明があった。

現状の制度：多数支払いにおける割引として、複数支払いに対する負担軽減等を目的とした「事業所割引」（受信規約第5条の5）と、受信料の収納コストの還元等を目的とした「多数一括割引」（受信規約第5条の2）があり、両割引は併用できないこととなっている。

変更する事由：多数の受信契約を締結し、一括して受信料を支払う場合において、設定趣旨の異なる割引制度の併用を可能とするものである。

⁹ NHKから、近年の事業所における契約対象数の推移等からみて、将来的に現在示されている対象規模を大きく上回ることはないと考えられるとの説明があった。

施策4 「設置月の無料化」

放送の受信設備（衛星受信設備を含む）を設置した月の受信料の支払いを不要とする施策¹⁰。

＜対象規模¹¹：約264万件・年間約38億円＞

＜見解＞

「設置月の無料化」の妥当性はあると考えられる。

＜考え方＞

受信設備を設置した場合の支払期間の算定については、諮問第3号「受信料体系のあり方について」の答申において、「受信機の設置月の受信料は必要となっている一方で、受信機の廃止月の受信料は不要となっている。この取り扱いについては、…（中略）…公平性が担保されていると考えられる¹²」としている。

そのうえで、受信設備を月初に設置した場合も月末に設置した場合も、同様に1か月分の受信料の支払いが必要となっている状態を解消するため、設置月の支払いを不要とすることは、受信設備を設置し新たに契約する者全ての負担を軽減するものであり、引き続き公平性が担保されると考えられる。また、本施策は、受信設備を設置した場合に受信契約が必要であることには変わりなく、設置月の支払いのみを不要とするものであるため、現行の受信料制度との整合性は保たれている。

＜留意事項＞

受信設備の設置と廃止を短期間に行う場合でも、公平負担の観点から適切な受信料の支払いが必要となる制度にする必要がある。

¹⁰ NHKから、現状の制度と変更する事由について、以下のとおり説明があった。

現状の制度：受信設備を設置した月の受信料の支払いが必要となっている。

変更する事由：受信設備を月初に設置した場合も月末に設置した場合も、同様に1か月分の受信料の支払いが必要となっている状態を解消し、受信設備を廃止した月と同じく、受信設備を設置した月についても、受信料の支払いを不要とするものである。

¹¹ NHKから、受信設備を設置し新たに契約する者の件数の推移等からみて、将来的に現在示されている対象規模を大きく上回ることはないと考えられるとの説明があった。

¹² 平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方」答申13ページ。

(委員名簿)

N H K 受信料制度等検討委員会 委員名簿

(五十音順)

【委員】

◎	あんどう 安藤	ひでよし 英 義	専修大学大学院商学研究科教授（会計学）
○	すずき 鈴木	ひでみ 秀美	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）
○	やまうち 山内	ひろたか 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授（経済学）
	やまのめ 山野目	あきお 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）
	やまもと 山本	りゅうじ 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

【オブザーバー】

ひらまつ 平松	たけみ 剛実	弁護士
------------	-----------	-----

◎座長、○座長職務代行